

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策
(ギリシャ政府による 1 月 3 日からの強化措置の発表)

2021年12月28日

在ギリシャ日本国大使館

12月27日、ギリシャ保健大臣は、オミクロン変異株に対する感染予防措置として、更なる新たな措置を発表しました。今回の措置は、来年1月3日から1月16日まで有効となっています。

なお、今回の措置は未だ官報に掲載されておりませんので、詳細については判明次第、別途お知らせさせていただきます。

- スーパーマーケット、公共交通機関に加え、飲食業の従業員に対しても高規格のマスク（FFP2、KN95）、または二重マスクの使用を義務づける。
- 飲食店や娯楽施設の営業時間は午前0時までとする。また、立食禁止（着席者のみ）、1テーブルあたりの客数は6名までとし、テーブル同士の間隔を遵守すること。違反した場合は、音楽も禁止する。
- スポーツ競技場は、入場者数を収容人数の10%に制限し、観客数の上限を1,000人までとする。違反した場合は、試合は非公開とする。
- 高齢者施設については、訪問者に対し、過去48時間以内のPCR検査を義務づける。
- 職場でのテレワークの割合を最大50%まで増やす。最終的な割合は業務内容に応じて雇用主が決定する。

ギリシャでは、昨日27日の新規感染者数が過去最多を更新しました。皆様方におかれましては、引き続き感染防止に努めていただきまして、安全・安心な年末年始をお過ごしください。

在ギリシャ日本国大使館

Embassy of Japan in Greece

TEL : 210-670-9910、9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp